

障がい学生等支援に関する基本方針

(平成 28 年 4 月 学生生活支援オフィス)

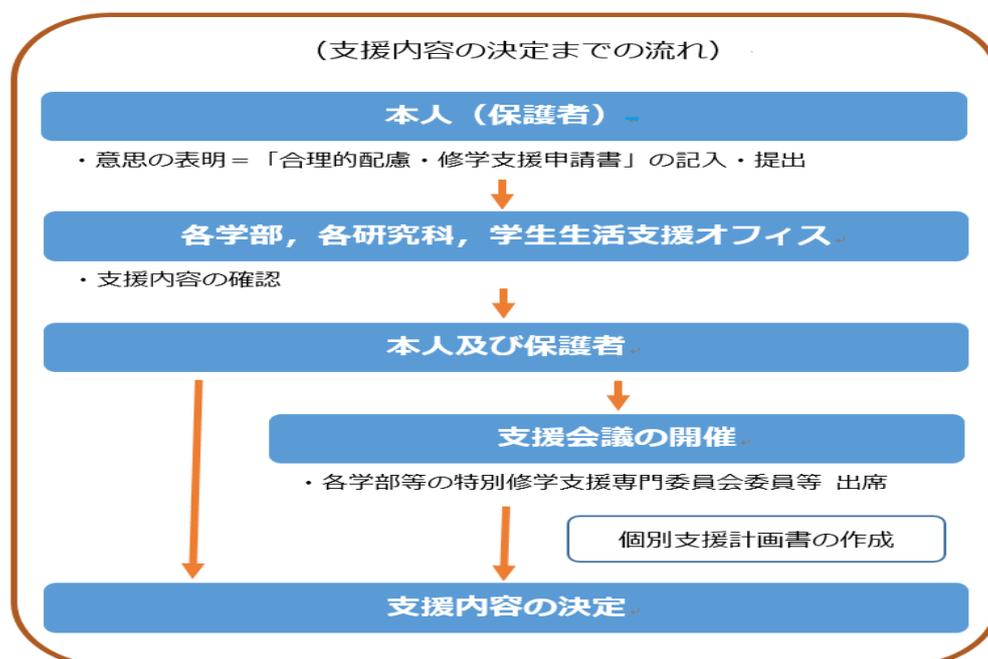
改正 令和元年7月 令和2年4月

令和 5 年1月

新潟大学では、この基本方針に基づき、心身の機能に障害がある学生等(身体障害、視覚障害、聴覚障害、病弱・虚弱、精神障害、発達障害、難病に起因する障害等がある学生等をいいます。以下「障がい学生等」といいます。)の修学支援等を行います。

なお、この基本方針は、標準的な支援内容を記載したものであり、障がいの内容や程度に応じ、個別に必要なかつ合理的な配慮を検討し、障がい学生等と十分な協議を行い支援にあたります。

- 1 本学は、障がい学生等の向学心を支えます。
- 2 本学は、障がい及び社会的障壁により、障がい学生等が大学生活等の制限を受ける状態にある場合は、修学支援にあたります。この場合において、医師の診断や障害者手帳の有無は問いません。
- 3 修学支援は、本学における教育及び研究、その他の関連する活動全般が対象となります。ただし、障がい学生等の自主的な活動や日常生活上の支援については、対象外とします。
- 4 本学は、障がい学生等が健常な学生等と等しい条件のもとで、相互に人格と個性を尊重し合いながら大学生活等を送ることができるよう、合理的配慮を提供します。
- 5 修学支援は、本人又は保護者(保証人を含みます。以下同じ。)からの意思の表明に基づき行います。
- 6 支援内容は、受験時、入学時、各学期開始時、学年変更時等に、各学部、各研究科、教育基盤機構キャンパスライフ支援部門 学生生活支援オフィス(以下「学生生活支援オフィス」といいます。)、本人及び保護者が十分な合意形成及び共通理解を図った上で決定します。また、必要に応じて本人、保護者、学部又は研究科の教員及び学生生活支援オフィスによる支援会議を開催し、個別支援計画書等を作成します。



- 7 成績評価に、「ダブル・スタンダード」は設けません。
- 8 支援内容の判断が困難な場合は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)及び障がいのある学生の修学支援に関する検討報告(第一次まとめ)(平成24年12月21日文科科学省)を参考にします。
- 9 修学支援に関する業務は、各学部、各研究科、関係事務部等が学生生活支援オフィスと緊密に連携して行います。
- 10 学生生活支援オフィスは、本人、保護者、各学部、各研究科、関係事務部、外部機関等をコーディネートし、修学支援が円滑に進むよう調整するとともに、本人への継続的な相談業務を行います。
- 11 第三者に本人の個人情報の開示や提供が必要な場合は、本人の同意を得ます。
- 12 学内の支援者間において、障がい学生等への修学支援を行うために本人の個人情報が必要と判断した場合は、守秘義務を十分に遵守しつつ、支援者間で当該個人情報の共有を行うことができます。また、本人の同意を得た場合に限り、本人の特性と授業中における合理的配慮事項を授業担当者や周囲の学生に伝えることができます。

附 則

この基本方針は、平成28年4月から実施します。

附 則

この基本方針は、令和元年7月から実施します。

附 則

この基本方針は、令和2年4月から実施します。

附 則

この基本方針は、令和5年1月から実施します。